

令和8年3月16日	
担当課	職員課
所属長	藤原 薫
電話	06-4950-5660

喫煙禁止場所での喫煙を繰り返した職員に対する懲戒処分について

1 被処分者及び処分内容

- (1) 教育委員会事務局 一般職（60歳代・男性）  
戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）
- (2) 教育委員会事務局 一般職（50歳代・男性）  
戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

2 処分年月日

令和8年3月16日（月）

3 処分の概要

被処分者は令和6年度より学校敷地内において、勤務時間内外を問わず、毎日喫煙をしていた。学校敷地内及びその周辺における喫煙は、健康増進法及び兵庫県の受動喫煙の防止等に関する条例によって規制されているものであり、被処分者の行為は法令違反に該当する。

こうした行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であるとともに、全体の奉仕者として高い倫理観と行動規範が求められる公務員にふさわしくない非行であるため、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分を行った。

以 上